

韓国知的財産ニュース 2015 年 2 月前期

(No. 288)

発行年月日：2015 年 2 月 23 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 弁理士法全部改正法律案の再立法予告(2.11.)

関係機関の動き

- 2-1 PCT 加盟 30 年、国際出願が 1,300 倍成長(2.4.)
- 2-2 創造経済革新センターでワンストップ特許支援サービスを提供(2.5.)
- 2-3 「未来デザイン融合センター」がオープン(2.10.)
- 2-4 「2015 年特許審判院業務計画」が発表(2.11.)
- 2-5 外国税関協力に向けた特許庁 - 関税庁政策協議会が開催(2.12.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特許庁への模倣品通報が急増(2.3.)
- 3-2 公正委、MS に同意議決の開始を決定(2.5.)
- 3-3 中国でヒットした韓国化粧品の模倣品を摘発(2.5.)
- 3-4 サムスン電子 - マイクロソフト、特許紛争が半年ぶりに終了(2.10.)
- 3-5 「氷を作る浄水器」を巡る訴訟…チョンホナイスが勝訴(2.13.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 サムスン、米で両面エッジディスプレイのデザイン特許を登録(2.4.)

その他一般

- 5-1 LG グループ、6 番目の創造経済革新センターを発足(2.4.)
- 5-2 電気自動車の充電システム特許…首位はトヨタ、韓 KAIST が 2 位(2.9.)
- 5-3 LG 電子、「モノのインターネットに関する特許」世界トップ 4(2.15.)

法律、制度関連

1-1 弁理士法全部改正法律案の再立法予告

韓国特許庁(2015.2.2.)

弁理士法全部改正法律案の再立法予告

1. 改正理由

グローバル特許競争の激化、法律市場の開放などにより、弁理士の専門性が求められ、弁理士の業務領域が複雑・多様化するなど、急激に変貌する知識財産サービス市場の環境変化に応じて、弁理士の専門性と公共性を向上させ、弁理士に対する管理および監督を強化することができるよう、弁理士制度を改正することを目的とする。

2. 主な内容

イ. 弁理士資格要件の強化(案第4条、第5条)

- 1) 「弁護士資格を有する者」は、法学専門大学院などで一定単位以上の知財権科目を履修する、または弁護士試験において知識財産権法を選択して合格した場合に弁理士資格を付与する。ただし、法学専門大学院で知財権教育を履修しなかった場合、大統領令で定める研修を受けてから弁理士資格を付与する。
- 2) 弁理士懲戒処分によって登録が取り消された者の欠格期間を2年から5年に延長するなど、欠格事由の水準を強化する。

ロ. 弁理士試験免除の拡大(案第7条)

- 1) 特許事務所・特許法人および企業・大学・研究所などで10年以上知識財産権に関する業務を専担した者に対し、第1次試験の一部科目(産業財産権法)を免除する。
- 2) 一定単位以上の理工系科目を履修した者に対し、第1次試験の一部科目(自然科学概論)を免除する。
- 3) 免除を認定する基準などは、大統領で定める。

ハ. 弁理士の自治権の拡大(案第9条ないし第12条、第48条)

- 1) 弁理士登録業務を大韓弁理士会に移管し、登録の拒否・取消に関する審査のために

大韓弁理士会内に登録審査委員会を設置する。

- 2) 大韓弁理士会で登録を拒否する、または取り消した場合、特許庁長に対する異議申立の手続きを設ける。

二. 弁理士の業務領域の明確化(案第 3 条、第 58 条、第 62 条)

- 1) 弁理士の固有業務として、①特許庁または法院に対する産業財産関連事項の代理、②外国行政庁などに対する産業財産について国内で行われる業務および③特許など知識財産関連事項に対する鑑定を規定する。
- 2) 知識財産に関する業務のうち、大統領令で定めるところに基づく事務を弁理士が遂行できるように規定する。

ホ. 弁理士の権利・義務の強化(案第 14 条、第 18 条ないし第 23 条、25 条)

- 1) 知識財産分野に関する弁理士の公益活動の従事義務、秘密維持の義務、兼職の制限、帳簿の作成・保管の義務などを新設する。
- 2) 既存弁理士法における受任禁止および制限規定を強化し、独職行為の禁止・係争権利の譲受禁止の規定を明確にする。

ト. 罰則および過料の強化(案第 62 条、第 64 条)

- 1) 国会「法定刑整備諮問委員会」の立案基準に基づいて弁理士法罰則規定における懲役型年数および罰金型の金額を合理化する。
- 2) 非弁理士との提携禁止および名義貸与の禁止規定を違反した場合、弁理士のみならずその相手方も処罰する。
- 3) 帳簿の作成・保管義務の新設により、帳簿を作成しなかった者に対して過料を賦課する。

チ. 特許法人設立要件の緩和(案第 26 条)

特許法人の構成員要件を従来の 5 人以上の弁理士から 3 人以上の弁理士に緩和する。

リ. 弁理士法の目的の改正、弁理士の使命導入など、その他不備点の改善・補完(案第 1 条、第 2 条、第 13 条など)

- 1) 新しい時代の弁理士の役割に答えることができるよう、弁理士法第 1 条「目的」を改め、弁理士の公共性の確保に向けて「弁理士の使命」を新設する。
- 2) 弁理士事務所の設置、移転または廃止において、すでに設置された事務所に所属されている、または所属を変更する場合を含めるほか、届出の対象を特許庁長から大韓弁理士会に変更するなど、その他制度の運営上に表れた不備点を補完する。

3. 意見の提出

弁理士法全部改正法律案に対して意見のある機関、団体または個人は、2015年2月23日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：産業財産人力課長)に提出してください。立法予告(案)の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)をご参考ください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否の内容とその事由)
- ロ. 氏名(法人、団体の場合、その名称と代表者の氏名)、住所および電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

- 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟
特許庁産業財産人力課(郵便番号：302 - 701)
- 電話番号：(042)481 - 8241、Fax：(042)472 - 3421
- 電子メール：hk0420@korea.kr

関係機関の動き

2-1 PCT 加盟 30 年、国際出願が 1,300 倍成長

韓国特許庁(2015.2.4.)

特許協力条約(PCT)による韓国の国際出願件数が 1984 年の加盟以来 30 年間、約 1,300 倍増加したことが分かった。

2014 年、韓国の PCT 国際出願件数は、前年 5.6% 増加した 13,138 件となった。加盟初年度の出願件数がたった 10 件だったことに比べると、目を見張るほどの成長だ。

韓国の国際出願件数は、1993 年に 100 件、2000 年に 1 千件、2006 年に 5 千件、そして 2011 年には 1 万件を突破した。昨年 1 年間で 1 万 3 千件を上回る出願件数を達成し、PCT 条約加盟以来 30 年間の年平均伸び率は、24.1% となった。このような勢いに支えられ、韓国は、世界 5 大 PCT 出願国[※]の地位を維持できると見られている。

※1 位は米国、日本、中国、ドイツ、韓国の順(2013 年基準)

2014 年度の多出願人は、サムスン電子が 1,639 件でトップとなり、次いで LG 電子(1,396 件)、LG 化学(826 件)の順だった。この 3 大多出願人が出願件数全体の 29.4% を占めている中、中堅企業の東友ファインケム(82 件)が有数の大企業を追い抜いて、8 位

に上った。

PCT 国際出願の多出願順位において、大学の勢いも目立っている。高麗大学校産学協力団(101 件)とソウル大学校産学協力団(91 件)もそれぞれ 4 位、7 位だった。大学は、PCT 国際出願制度が施行されて以来、1993 年までその出願が皆無だったが、1994 年に KAIST が国内大学としては初めて PCT 出願をしてから、着実に成長を重ね、2012 年からは毎年 1 千件以上を出願している。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギョワン局長は、「PCT 出願件数は、韓国の国際的な技術競争力を見極める重要な指標となっている」と強調し、「PCT 出願の増加傾向が続き、優秀な技術が海外において早期に権利を保障してもらえるよう、国際出願制度に対する認識を深め、国際出願の利便性を向上させていきたい」と述べた。

2-2 創造経済革新センターでワンストップ特許支援サービスを提供

韓国特許庁(2015. 2. 5.)

□忠北創造経済革新センターにおいて、大企業・出損(研)が保持している特許をベンチャー・中小企業と共有して事業化するほか、特許紛争への対応などを総合的に支援する「特許支援窓口(IP Support Zone)」が設置・運営される。

○‘15. 2. 4. 忠清北道清州市梧倉邑にて開催された忠北創造経済革新センターの発足式典で、特許庁、忠北創造経済革新センター、LG グループ、国家科学技術研究会など 7 機関[※]は、「知的財産(IP)ハブの構築による創造経済の活性化に関する MOU」を締結し、

※特許庁、忠北創造経済革新センター、LG 特許協議会、国家科学技術研究会、清州商工会議所、忠北知識産業振興会、忠北テクノパーク

○大企業及び出損(研)が保持している特許をベンチャー・中小企業に公開し、特許マッチングを支援する知的財産の共有プラットフォームを構築・運営する予定だ。

創造経済革新センターの概要

◇創造経済革新センターは、創意工夫に溢れる地域の人材、創業・ベンチャー企業、大学・研究機関、自治体など、地域の創造経済力を連携した地域内の創造経済をリードする中核として、主な大企業と創造経済革新センターの間に 1:1 の専従支援体系※を構築する計画

※大邱/慶尚北道 - サムスン、大田市/世宗市 - SK、釜山 - ロッテ、慶尚南道 - トゥサン、仁川市 - 韓進、京畿道 - KT、光州市 - 現代自動車、全羅北道 - 暁星、全羅南道 - GS、忠清北道 - LG、忠清南道 - 韓火、江原道 - NAVER、ソウル - CJ、蔚山 - 現代重工業、済州 - DAUM
 ・ 昨年の 9. 15. 大邱(サムスン)、10. 10. 大田(SK)、11. 24. 全北(暁星)、12. 17. 慶北(サムスン)センターが発足し、今年の 1. 27. 光州(現代自動車)センターが発足した。

□創造経済革新センターは、これまで地域内において創意工夫のアイデアを基に創業・事業化を支援してきたが、特許の創出・事業化および特許紛争への対応など、ベンチャー・中小企業が必要とする知的財産に対する総合的な支援機能は不十分な状況だった。

○特に、忠北創造経済革新センターの発足を機に LG グループが 27, 396 件(有償 24, 338 件、無償 3, 058 件)、出損(研)が 1, 565 件の特許を有償または無償でベンチャー・中小企業と共有すると決め、
 - 創造経済革新センターを介して、大企業・出損(研)が保持している特許を活用したベンチャー・中小企業の新商品・新事業の開発を支援する必要性が浮上した。

□そのため、特許庁は、忠北創造経済革新センター内に設置される「特許支援窓口(IP Support Zone)」に LG グループと共同で特許専門家を配置し、創造経済革新センターによるベンチャー・中小企業向けの様々な特許支援サービスを積極的に提供する計画だ。

<創造経済革新センター内の「特許支援窓口(IP Support Zone)」の概念図>



①特許共有・マッチングサービスの提供

○大企業・出損(研)が保持している特許をベンチャー・中小企業に有償または無償で提供し、ベンチャー・中小企業による新商品・新サービスの創出力を強化する。

○特許取引専門家が企業または出損(研)が提供する特許の中で、ベンチャー・中小企業が必要とする特許を選別した後、パッケージ化して有償または無償で譲渡するか、実施権を設定する形で提供する。

※(譲渡)特許所有権の有・無償移転、(実施権)所有権の移転なしに有・無償実施を許容

②特許管理・支援サービスの提供

○海外企業と特許紛争が発生した場合、韓国知識財産保護協会などと連携し、ベンチャー・中小企業の特許紛争への対応を体系的に支援する。

※事業化前：特許調査および分析支援

事業化後：紛争が発生した際、特許分析、交渉・訴訟、契約など、特許紛争に対する総合的な対応策の諮問サービスを提供

○ベンチャー・中小企業による高品質特許を創出し、その活用を促すため、韓国発明振興会・忠北地域知識財産センターを介してベンチャー・中小企業が保持している技術に対する特許出願に対する諮問、特許分析・評価および特許技術取引業務も支援する。

③ベンチャー・中小企業が無償で実施する特許に対する特許料の減免

○大企業・出損(研)が保持している特許をベンチャー・中小企業が無償で実施する場合、特許庁は、当該特許の特許料を最大 50%まで減免する方法も積極的に推進する。

※関連法令の改正後、今年下半期から施行を推進

□特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「今度、忠北創造経済革新センターに設置される「特許支援窓口(IP Support Zone)」を介して、大・中小企業間の特許共有による共生モデルを示していきたい。ベンチャー・中小企業に対する知的財産の管理・支援および個別専門機関の支援サービスと連携して、今後、同モデルを順次に創造経済革新センター全体に広げていく計画だ」と述べた。

2-3 「未来デザイン融合センター」がオープン

産業通商資源部(2015.2.10.)

デザインの開発に難航している中小企業のため、政府レベルで立ち上げたデザイン研究センターがオープンする。

サムスン、LG など自社の研究所を運営している大企業に比べ、中小企業のほとんどは、デザインに関する研究室と研究人材が備えられず、体系的なデザイン研究開発に手を焼いていた。

産業通商資源部は、2.10. 慶尚南道梁山市でデザイン業界関係者など約 300 人が参加した中、デザイン中心の融合研究・支援施設である「未来デザイン融合センター」が開館式を催した。

産業部と中小企業関係者は、未来デザイン融合センターが韓国を代表するデザイン研究施設として、融合研究を通じて韓国を創造経済のデザイン大国へ導く役割を果たしてくれると期待している。

未来デザイン融合センターがオープンしたことで、今後、デザイン産業分野の体系的かつ総合的な政策研究を通じて、商品開発の過程で必要となるデザイン研究、そしてデザイン経営および融合ノウハウに関する研究支援が可能になる見通しだ。

さらに、最近浮上しつつあるサービスデザイン分野に対する体系的な研究をはじめ、流行や消費者マインドなどの先行研究を基に国のデザイン産業をリードする中核研究所としての役割を果たすと見られている。

未来デザイン融合センターは、梁山市による建築敷地の提供(100 億ウォン)と政府による建築費用の支援(180 億ウォン)など、計 280 億ウォンが投じられ、地下 1 階、地上 2 階の規模で建築された。

倉庫の模様を形象化したセンターの建築デザインは、設計公募に応募した作品 24 件に対して、7 人の建築専門家が審議を経て最終選定したものだ。創意工夫のデザインを基に自由、挑戦、革新的思考などを象徴している。

センターの組織は、研究目的および分野によって 1 本部 2 室 4 チームで運営され、創意工夫な研究を支援するための空間(未来予測室、融合アイデアラボ、産業デザイナーの

商品デザイン(UI)/アプリ開発(UX)ラボ、サービスデザイン室)および多様な装備を保有しているほか、公共機関としては初めて外部の専門家が参加する開放型融合研究組織として運営される。

今後は、国内優秀大学との協業システムを導入するほか、海外優秀大学・機関との研究協力を推進することで、良質のデザイン研究開発および知識基盤を構築し、研究結果の事業化連携および蓄積された情報の共有・提供などを通じて国のデザイン産業をリードする役割を果たす予定だ。

2-4 「2015年特許審判院業務計画」が発表

韓国特許庁(2015.2.11.)

特許審判院は、10日、政府大田庁舎にて記者団に対するブリーフィングを行い、「迅速・正確な知識財産権の紛争解決による企業の円滑な経済活動の支援」というタイトルの2015年業務計画を発表した。

同日発表した業務計画には、2015年特許審判院の主な業務推進方向と具体的な推進計画が盛り込まれている。

2015年特許審判院は、「迅速・正確な知識財産権の紛争解決による企業の円滑な経済活動の支援」のため、

- ①迅速な審判による知財権紛争の早期解決
- ②正確な審判に向けた審判の専門性および品質管理の強化
- ③権利者の保護強化に向けた無効審決予告制など、制度改善の推進
- ④対外協力の強化を通じて国民に配慮した審判環境の造成

の4分野を重点的に推進する。

まず、企業間の知財権紛争が過熱している中、紛争解決の至急性が重要な当事者系審判を優先的に6カ月以内で処理する予定だ。

当事者系審判処理が遅延される場合、法院の侵害訴訟、貿易委員会の不公正貿易行為の判定、関税庁の国境措置などに関して、機関間の判断結果が相容れない可能性が増加し、国民の混乱を招きかねないためだ。

次に、特許無効審判の認容率が日本に比べると約2倍を超える水準で、特許権の不安定性に対する問題が提起されていることを受けて審判院は、多角的な原因分析を基に特許無効審判の認容率を引き下げ、特許権の安定性向上に向けた努力の一環として、審理進行中に特許無効の可能性が高い場合、権利者に追加訂正の機会を付与する特許無効審決予告制、特許登録後3カ月以内に申立があった場合、審判院で不良特許を取り消す特許取消申立制度など、制度改善を推進するほか、特許の有・無効に対する法院との見解の差を縮めるための特許要件の判断基準調和に積極的に乗り出す計画だ。

そのほかにも審判専門性の強化に向けて、審判官の専攻分野に合わせた事件の配分、審判の争点に対する処理基準の統一、審決取消理由の分析・共有を通じた審判品質の向上を推進し、一般国民も分かりやすい審決文の作成、判断基準の国際的な調和に向けた国際協力などによって、国民に配慮した審判環境の造成に力点を置く計画だ。

結論としては、創造経済の中核だといえる知的財産権を巡る紛争が過熱している中で、特許審判院は、2015年の主な推進課題である

- 迅速・正確な紛争解決
- 審決の信頼性を確保する審判品質の強化
- 権利の安定性を高める審判制度の改善などを通じて

韓国企業が金融・投資・取引・ライセンスなどに知財権を活用して特許技術の事業化、海外市場展開など、経済活動が活性化する環境作りに向けて力を入れていく計画だ。

2-5 外国税関協力に向けた特許庁 - 関税庁政策協議会が開催

韓国特許庁(2015.2.12.)

特許庁と関税庁は、中国、ASEANなどで韓国ブランド(K-Brand)の保護に向けた外国税関との協力案などについて議論するため、2月11日、政府大田庁舎にて「2015年第1回特許庁 - 関税庁政策協議会」を開催した。

「特許庁 - 関税庁政策協議会」は、中国などFTA時代に備えてK-Brand権利の保護を通じて韓国企業の国際競争力を強化すべく、関係部処が合同で策定した「K-Brand 保護総合対策(‘14.12.10.、知財委議決)」のフォローアップとして推進されたものだ。

同協議会では、両機関において知的財産保護に関する業務を担当している特許庁産業財産保護協力局と関税庁通関支援局が外国税関との協力を通じてK-Brandを保護する環

境作りに向けた 2015 年業務推進計画を重点的に議論した。

韓 - 中 FTA が実質的妥結したことで韓国企業の進出増加が予想される上、K-Brand の模倣品流通が持続的に増加している中国、タイ、ベトナムなどの税関と協力策を講じるため、各国の税関と知財権取り締まり情報の共有、税関公務員の招へい研修、取り締まり公務員に対する K-Brand 説明会の開催を積極的に推進することにした。

また、模倣品の取り締まりに欠かせない税関の知財権登録を支援するため、K-Brand 模倣品の流通が多い国の知財権登録制度および取り締まり手続きなどについてマニュアルを製作・普及するほか、現地の韓国企業を対象に行う税関の模倣品取り締まり制度の広報を強化する。

さらに、米国、ドイツ、日本など先進国の税関とも取り締まりのノウハウおよび取り締まり現況などの情報共有に向けて協力する計画だ。

特許庁産業財産保護協力局のクオン・オジョン局長は、「K-Brand 模倣品の海外流通防止のためには、自身が保持している知財権を現地の税関に登録することが欠かせない」と強調し、政府レベルの支援も拡大していく予定だと述べた。

関税庁通関支援局のイ・チャンギ局長は、「特許庁と共同で中国、米国など主要国の税関と協力関係を構築し、K-Brand 模倣品の国境措置を強化する」と述べ、両機関の協力への意志を示した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 特許庁への模倣品通報が急増

韓国特許庁(2015. 2. 3.)

最近、特許庁で運営する模倣品通報センター(www.brandpolice.go.kr)に受け付けられる模倣品通報件数が急増している。

特許庁商標権特別司法警察は、昨年、模倣品通報センターへの通報件数が 3,056 件に上り、2013 年比 21%増加したと発表した。この件数は、特許庁が特別司法警察業務に本格的に取り組んだ 2011 年に比べて約 4 倍増加した数値で、そのほとんどはオンライン経由で取り引きされる模倣品の通報だという。

特許庁によると、オフラインで行われる模倣品の製造・流通行為は徐々に減少しつつある一方、オンラインでは、取り締まりが容易ではないという点を利用して SNS など、多様な手法をもって密かに取り引きされている状況だ。

特に、オンライン経由で取り引きされる模倣品の取り締まりの場合、当該商品が模倣品か否かを確認する鑑定の手続きが必要となるが、正規品の鑑定は当該商品の商標登録者以外にはその権限がないため、特許庁が商標権者に依頼する手続きを経て行われている。

特許庁特別司法警察の関係者によると、最近、模倣品通報センターに受け付けられる内容の中には、単なる正規品の鑑定のみを要請するケースもあって、模倣品の違反事犯に対する捜査の目的以外の鑑定依頼は丁寧に断っている。

また、特許庁特別司法警察は、模倣品の通報に対する報奨金制度の運営を活性化するため、昨年に関連規定を改正し、模倣品の通報を誘導している。模倣品を通報すると、正規品の価格を基準に 1 千万ウォンに相当する小規模の模倣品流通業者の場合、20 万ウォンから報奨金が支給される。正規品価格基準で 50 億ウォン以上の大規模の製造・流通事犯を通報すると、最大 400 万ウォンの報奨金が支給される。

特許庁産業財産調査課のソン・チャンホ課長は「最近、特許庁の商標権特別司法警察に通報される模倣品が急増していて、関係機関との協力を強化するなど対策が求められている。昨年からは模倣品に対する取り締まりの業務が政府による『非正常の正常化』の課題に選定され、その重要性が増している。その中でもオンライン上で取り引きされる模倣品の流通を撲滅するため、捜査力を集中する計画だ」と述べた。

3-2 公正委、MS に同意議決の開始を決定

公正取引委員会(2015.2.5.)

I. 同意議決申し立ての概要

□(これまでの経過)マイクロソフト(MS)は、公正委が審査中である MS-Nokia の企業結合の件*(以下、本件の結合)に対して、2014. 8. 27. 同意議決を申し立てた。

※MS は、Nokia の携帯電話端末機事業を買収する契約を締結し('13. 9.)、公正委に届け出た('13. 11.)。

○公正委は、2014.9.16. 第1回全員会議を開催し、同意議決の開始に関する可否を審議したが、事案が複雑な上、MS側も自発的な是正案を修正・補完すると提案したことで、審議継続を決定した。

○それ以降、MSによる是正案の修正・補完について、次のような争点に対する意見の差を調整するに当たり、時間がかかった。

- 是正措置の適用範囲と関連して商品市場と地理的市場の範囲などの確定
- MSとスマートフォンメーカー間で結んだ事業提携契約の修正など

○数回にわたるMSの自主的な是正案の修正・補完と利害関係社の意見収集などを通じて是正案を検討し、2.4.に第2回全員会議を開催して決定するに至った。

□申し立ての理由

○移動通信機器の市場および移動通信に関する特許市場は、技術発展が速く、市場環境が急激に変貌する革新市場である。

○海外の競争当局も情報通信(IT)など、新成長分野に対して同意議決の手続きを適用している。

○申立人の自主的な是正案によって、公正委が提起する本件の結合の競争制限に対する懸念を有効かつ迅速に解決することができる。

□(申し立ての内容)MSは、本件の結合の競争制限の可能性に対して、次のとおりに自主的な是正案を提示した。

○スマートフォンの必須特許を多く保持しているMSが本件の結合により、携帯電話の生産まで手掛けることになれば、競合のスマートフォンメーカーを相手に特許料を過度に引き上げたり、不当に取り扱ったりする懸念がある。

→(是正案)スマートフォンメーカーに対する特許ライセンス付与の際、公平、合理的、かつ非差別的な条件(FRAND※)の順守、販売差し止め請求訴訟の禁止、今後7年間、現行の特許料水準の超過禁止など

※Fair、Reasonable、Non-discriminatoryの条件

○MSがスマートフォンメーカーと締結した事業提携契約の場合も、競合社間で経営上の中核情報を共有するようにしていることが市場競争を制限するおそれがある。

→(是正案)事業提携契約において情報共有の根拠条項を削除するなど

II. 全員会議の開催結果

□公正委は、次の事情などを総合的に踏まえて、同意議決の手続きを開始することに決定した。

○本件の結合の関連市場であるモバイル端末機および特許市場は、動的な市場状況および技術発展などを考慮しなければならない革新市場である点

○事業者による自主的な是正によって、特許権の濫用、競合会社間の情報共有のような競争制限に対する懸念を有効に解消できるという点

○海外の競争当局も類似した事案に対して、同意議決の手続きを適用しているという点

※米 FTC、Google による Motorola 買収の件(2013. 7.)

□ただし、今回の決定は、事業者の申し立てにより、同意議決の手続きを開始するか否かについてのみ審議している。

○最終的な同意議決案は、暫定案を策定して利害関係者などの意見を収集する手続きを経てから、改めて公正委の審議議決を通じて最終確定する。

<今後の処理手続き>

- ①(暫定同意案の策定)申立人と協議を経て、暫定同意議決案を決定(1 カ月)
- ②(意見の収集)利害関係者、関係部処、検察庁長と書面で協議(1~2 カ月)
- ③(同意議決の確定)最終的な同意議決案を委員会に想定して確定可否を議決

III. 今回の決定の意義

□今回の決定は、公正委が企業の結合事件に対して同意議決制度を適用した初めての事例である(公正委が同意議決制度を適用した事例*は2件)。

※NAVER・DAUMの市場支配的地位の濫用行為などに対する件('14. 5.)

SAP コリアの取引上地位の濫用行為に対する件('14. 12.)

○企業結合審査制度は、過去の法律違反行為を制裁する談合や市場支配的地位の濫用

行為などとは違って、企業結合による将来の競争制限可能性を前もって審査し、予め遮断するための制度

- 従って、事業者が自主的に提出した是正案を基に将来の市場状況に合わせた方を策定する場合、競争制限に対する懸念をより効果的に解消できる。

○課徴金が賦課される事案ではないため、同意議決をもって事業者への徴金を免除するといった懸念もないと思われる。

○そのため、米国・欧州連合など外国の場合も企業結合の事件は、同意議決の手続きによって解決するケースが多い。

IV. 今後の計画

□公正委は、今後の同意議決の手続きを進める過程で、公正かつ自由な競争秩序を回復し、消費者及び取引相手などを保護できるベストの同意議決案を導き出すため、利害関係者の様々な意見を積極的に収集する計画だ。

□一方、同結合のもう一方の被審人である Nokia の場合は、MS と違って同意議決を申し立てなかったため、通常的な委員会の審議手続きに基づいて審査する予定

○公正委は、Nokia が同結合の後、モバイル端末機をこれ以上生産しないようになれば、事実上の特許管理専門会社 (NPE) と化し、自社が持っているモバイル関連特許を濫用する可能性について検討している。

※Nokia は、今回のモバイル端末機事業部の売却とは関係なく、モバイル関連特許を引き続き保持している。

3-3 中国でヒットした韓国化粧品模倣品を摘発

韓国特許庁(2015.2.5.)

特許庁の商標権特別司法警察(以下、特司警)は、中国で人気の高い韓国化粧品(マスクパック)の模倣品を製造・流通した疑い(商標法第93条)で、チェ某氏(男性、65歳)など4人を在宅起訴した。

容疑者らには、中国で人気を博している韓国製マスクパック「リーダーズ・インソリューション(商標登録第1034198号)」の模倣品26万6,000点(時価7億9,000万ウォン)を違法製造し、中国に流通させた疑いが持たれている。特司警は、このうち、15万8,545

点を差し押さえた。また、10万8,000点はすでに中国に流通されたと見ている。

特司警は、昨年12月から捜査に取りかかり、今年1月、京畿道坡州市にある製造工場で生産されていたマスクパック、マスクパック・ポーチ、ケースなどを差し押さえた。捜査の結果、容疑者らは、人影の少ない場所に一般家庭を装って製造工場を立ち上げた後、外国人労働者を雇用して、当該商品を製造してきたことが分かった。

今回検挙されたチェ容疑者は、昨年11月、韓国企業「SANSUNG L&S」のマスクパックが中国で売れ行きが良いと聞いて、同商品をコピーし、流通を企んだ。そのため、マスクパックに関する機械設備、パッケージの製造、化粧品の溶液などに詳しいイ某氏(男性、47歳)、クォン某氏(男性、48歳)、クォン某氏(男性、59歳)と共に、正規品とほとんど同じ偽物のマスクパックを製造・流通したと見られている。

特許庁が同マスクパックの商品分析を依頼した結果、マスクパックの主な機能としてしわ改善の効果がある「アデノシン」成分が検出されなかった。差し押さえられた化粧品には、防腐剤である「フェノキシエタノール」も一部検出された。

特許庁は、当該商品が中国に流入された場合、現地のIP-DESKなどを介して中国の司法当局と協調し、当該商標権の保持企業が模倣品による2次被害を受けないよう、措置を取る予定だと述べた。

特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「最近特許庁は、中国など海外における韓国ブランドの保護に向けて、「K-ブランドの保護総合対策」を作るなど、韓国企業の知的財産権保護を強化している。今回の取り締まりは、国内・外の知的財産権に対する強力な保護政策の一環だ。国民の健康と安全に脅威となる模倣品のような非正常的な状況を正常化するための取り組みの結果だといえる」と説明した。

3-4 サムスン電子 - マイクロソフト、特許紛争が半年ぶりに終了

電子新聞(2015.2.10.)

サムスン電子とマイクロソフト(MS)の特許紛争が半年ぶりに終了した。

サムスン電子とMSは、9日、各社のグローバルブログを介して、特許関連紛争が終了したことを明らかにした。合意の内容は非公開だと付け加えた。

サムスン電子とMS間の特許紛争は、昨年8月、MSが米南部連邦地方裁判所において、

サムスン電子が OS に関する特許使用権契約を違反したと提訴したことで始まった。当時、MS は、サムスン電子が 2013 年の一定期間、MS にロイヤルティを支払わなかったとして、同期間に該当する利子を支払うよう要求した。

両社による特許紛争の発端となったのは、2013 年 9 月、Nokia が MS に携帯電話関連事業を売却したことだ。Nokia とクロスライセンスを締結していたサムスン電子は、Nokia が携帯電話関連事業は売却し、今後 10 年間特許権を維持することにしたことで、Nokia に特許料を支払う可能性が高くなっていった。サムスン電子と Nokia が 2013 年から 5 年間クロスライセンスを維持すると合意したためだ。

その半面、携帯電話事業に乗り出したものの、関連特許をほとんど持っていなかった MS は、サムスン電子に特許利用料を支払わなければならない状況だった。以前は、アンドロイド OS が MS の特許を違反したという米裁判所の判決によって、サムスン電子が一方的に MS に特許料を支払っていた。

反転した状況について業界は、サムスン電子が MS に携帯電話に関する特許を理由に契約変更を求め、これに対応する形で MS が訴訟を起こしたと見ている。当時、サムスン電子は、MS の提訴に先立って国内機関に両社間の契約内容が変更できるか否かについて問い合わせたという。

MS の提訴を受けて、サムスン電子は、国際商工会議所 (ICC) の国際仲裁裁判所香港裁判所において仲裁申し立てをするなど、特許紛争を展開してきた。

IT 分野の特許専門弁理士は、「公開されてはいないが、サムスン電子は、MS において大きな顧客であるため、従来の契約に一部分の変化があったはずだ。訴訟の発端となったロイヤルティと利子を減額する水準ではなく、アンドロイド OS に関するロイヤルティの割合を調整した可能性が高い」と述べた。

業界は、今後、その他携帯電話メーカーが MS にサムスン電子のような要求をする例は見られないと見通している。MS が Nokia 携帯電話事業部を買収する前からすでにスマートフォンを作っていた上、現在製造会社が持っている特許がほとんど無線通信に関する標準特許であるためだ。

むしろ、特許権だけが残っている Nokia が製造会社を相手にどのような特許戦略を繰り広げるかに関心が集まっている。

3-5 「氷を作る浄水器」を巡る訴訟…チョンホナイスが勝訴

電子新聞(2015.2.13.)

ソウル中央地方法院は、13日、チョンホナイスが自社の氷を作る浄水器に係わる特許技術を侵害したとして、COWAYを相手に100億ウォンの賠償金を請求する特許権侵害訴訟において、チョンホナイスの勝訴判決を言い渡した。

ソウル中央地方法院民事11部は、「COWAYがチョンホナイスの“氷を作る浄水器”の特許を侵害したと認められるため、COWAYの特許侵害商品および判商品、生産設備を廃棄し、損害賠償の1次請求額100億ウォンの全額および訴状副本の送達日(‘14.4.25.)から延べ20%の遅延損害金を賠償することとする」との判決を言い渡した。COWAYの氷を作る浄水器がチョンホナイスの特許を一部侵害したとの判断だ。

チョンホナイスは、「裁判部の判決は、毎年、売上高の約7%を研究開発に投資して技術力の向上に最善を尽くしているチョンホナイスの努力を踏まえると当然の結果だ。他社の特許技術を侵害して利益を追求することは企業倫理に反する行為なだけに、決してあってはならない」とコメントした。

COWAYは即時控訴する構えだ。COWAYは「当該商品は、すでにCOWAYで2012年に販売を中止したもの(’12.6.~12.)で、浄水器の営業には全く支障がない。販売中止となった商品にまで訴訟を起こし、トップ企業叩きを企むチョンホナイスの動きに懸念を示している」と説明した。COWAYは、「今回の控訴により、冷水と氷を同時に作る密閉型に設計されているチョンホナイスの商品とは異なって、COWAYの浄水器は、浄水タンクが分離されていて内部の清掃が容易だという点など、自社商品のメリットを広く知らせていく計画だ」と付け加えた。

COWAYとチョンホナイス間の訴訟は、昨年4月に始まった。チョンホナイスは、COWAYが2012年に発売した氷を作る浄水器「自ら殺菌」がチョンホナイスの「イグアス浄水器」の冷温浄水システムを模倣したと主張し、提訴した。チョンホナイスは、2006年、イグアス浄水器を発売し、一つの蒸発機で製氷と同時に冷水を作る冷温浄水システムの特許登録した。

チョンホナイスは、「正確な損害金額は、算定作業が必要となるが、現在のところ約660億ウォンに上ると把握している。まず、推定損害額の一部として100億ウォンを請求し

たもの」と述べた。

ソン・ヘヨン記者

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 サムスン、米で両面エッジディスプレイのデザイン特許を登録

電子新聞(2015.2.4.)

サムスンディスプレイが先月、左右側面にデュアルエッジを適用した曲面 (Curved) スマートフォンに関するデザイン特許を米国特許庁 (USPTO) に登録した。3面にディスプレイを配置するデュアルエッジの方式は、LG ディスプレーもすでに披露しているため、今後、特許権紛争の発生可能性に注目が集まっている。

2日、USPTOの登録資料によると、サムスンディスプレイは、現地時間で先月27日、左右側面に曲面ディスプレイが適用された、いわゆる「デュアルエッジ・スマートフォン」に関するデザイン特許を登録した。当該特許の分類は、「携帯電話 (Mobile Phone)」となっている。デュアルエッジ・ディスプレイは、アプリケーションのアイコンやメニューのボタンなどを表示する目的で使われる。メッセージ、設定、カメラなどのメニューボタンを含め、1番から4番まで短縮ダイヤル指定もできるという。

業界は、サムスン電子が今年3月にスペイン・バルセロナで開かれる「モバイル・ワールド・コンGRESS (MWC) 2015」において、デュアルエッジ・スマートフォンを公開する可能性が高いと見ている。

今回のデザイン特許登録によって、サムスンがこれからデュアルエッジ・ディスプレイのデザイン特許をどう活用するかについて注目が集まっている。年初、LG ディスプレーは、米ラスベガスで開かれた CES2015 にて、中シャオミの次期デュアルエッジ・スマートフォンに登載する3面ディスプレイを公開した。

サムスンディスプレイの関係者は、「特許活動は技術企業として当然なことであり、現在としては当該デザイン特許に関連していかなる方針も決まっていない」と述べている。

LG ディスプレーは、類似した携帯のスマートフォンを作る過程で問題になることはないとしている。同社の関係者は「サムスンが登録した特許は‘デザイン’に関するもの

で、通常、競合会社に対する排他性は認められない。LG ディ스플레이は、すでに数年前に類似デザインの商品を開発した」と述べた。

キム・スングュ記者

その他一般

5-1 LGグループ、6番目の創造経済革新センターを発足

デジタルタイムズ(2015.2.4.)

LGグループが6番目の創造経済革新センター(以下、忠北革新センター)をオープンした。約2万9,000件の特許を公開し、バイオ・ビューティー・エネルギーなどの新産業を集中的に育成する計画だ。

LGグループと忠清北道は、4日、忠清北道清州市にある忠北知識産業振興院にて、パク・クネ大統領をはじめとする政府関係者、イ・シジョン知事、LGのク・ボンジュン会長をはじめとするLG経営陣、忠北地域の中小・ベンチャー企業関係者の約140人が参加した中、「忠北革新センター」の発足式典を開催した。同センターは、「ビューティー・バイオ・環境配慮型のエネルギー革新」をビジョンに掲げ、清州市忠北知識産業振興院の中に設置された。

忠北革新センターは、中小・ベンチャー企業の事業育成に向けて、約2万9,000件の特許を公開し、統合支援サービスを提供するなど、知的財産中心の共存・協力の環境作りに乗り出す計画だ。LGは、このうち3,000件の特許を無償で提供するなど、約2万7,000件の特許を有・無償で公開した。

また、LG生活健康とLG生命科学、LG化学、LGハウシスなど、関連産業分野の系列会社を介して化粧品とバイオ、エネルギー特化産業の環境作りに取り組む。忠北革新センターは、「化粧品評価ラボ」をはじめ、「ビッグデータ分析のプラットフォーム」、「経営ドクター室」などを作り、中小企業の海外進出を支援する。

それと共にLGと中小企業庁は、それぞれ50億ウォンずつ出損し、K-バイオの成果創出を目指して100億ウォン規模の「バイオ専用ファンド」を運営し、バイオ・メンターなどを通じて中小・ベンチャー企業の事業化を支援する。そのほか、LGと忠清北道庁、金融委員企亜、中小企業庁などと共同で未来成長ファンド300億ウォン、創造金融ファ

ンド 150 億ウォン、同伴成長ファンド 450 億ウォン、革新企業ファンド 500 億ウォンなど、計 1,500 億ウォン規模のファンドを造成し、創業の支援に乗り出す計画だ。

さらに、LG は、太陽光モジュールと電力貯蔵システム (ESS)、発光ダイオード (LED) 照明、高効率断熱材などを活用したマンションや住宅など、約 100 世帯に上る「エネルギー消費ゼロのテストハウス」を 2020 年まで建設する。忠北革新センターのユン・ジュンウォンセンター長は、「特許問題によって新技術や商品の開発に難航している中小・ベンチャー企業に実質的な支援を行う一方で、忠北地域の特化産業であるビューティー・バイオ・エネルギー分野の有望中小企業を育成するなど、地域経済の活性化に重点を置いている」と述べた。

パク・ジョンイル記者

5-2 電気自動車の充電システム特許…首位はトヨタ、韓 KAIST が 2 位

デジタルタイムズ(2015.2.9.)

トヨタ自動車は電気自動車 (EV) の充電システムに関する特許を最も多く保持していることが分かった。EV 充電システムは、EV 普及の拡散に向けた要だとされる要素だ。

9 日、SNE リサーチによると、昨年まで EV 充電システムの特許を調べた結果、合計 1 万 2,284 件のうち、3,058 件の有効特許が抽出された。

このうち、トヨタが計 101 件で首位となり、自動車メーカーの中ではホンダ、ルノーサムスン、現代自動車が続いた。電子メーカーとしては、GE、パナソニック、LS 電線、ジーメンス、RWE、AG、サムスン電子、LG 化学の順だった。研究機関としては唯一、KAIST が計 95 件の有効特許数で全体 2 位となった。KAIST は、無線充電技術に研究を集中している。

SNE リサーチの関係者は、「急成長を遂げている EV 産業において主導権を握るためには、普及・拡散の要となる充電器システム分野の中核技術を確保に向けて、国内関連業界の追加投資が求められる」と述べた。

<電気自動車の充電システムに関する有効特許数>

順位	企業・機関名	特許数
1	トヨタ	101
2	KAIST	95

3	パナソニック	65
4	GE	65
5	LS 電線	61
11	現代・起亜自動車	35
12	サムスン	35
13	LG 化学	26

(資料：SNE リサーチ)

ノ・ジェウン記者

5-3 LG 電子、「モノのインターネットに関する特許」世界トップ 4

電子新聞(2015. 2. 15.)

LG 電子がモノのインターネット (IoT) に関する特許を最も多く保持している国内企業であることが分かった。国別では米国と韓国、中国などの順で IoT の関連特許を多く保持しているとの集計が出された。

15 日、韓国電子部品研究院 (KETI) がまとめた「モノのインターネット (IoT) の特許出願動向」という報告書によると、LG 電子は、昨年 IoT 分野において 139 件の特許を出願し、スウェーデンのエリクソン (206 件)、米国のインテル (198 件)、クアルコム (143 件) に次ぎ、世界 4 位に上った。

LG 電子の IoT 特許出願は、2011 年の 48 件から 2012 年に 68 件、2013 年に 129 件、2014 年に 139 件へと急増傾向にある。LG 電子のほか、韓国企業の中では KT が 75 件、サムスン電子が 73 件でそれぞれグローバル特許出願順位の 6 位と 7 位に上った。また、韓国電子通信研究院 (ETRI) が 52 件の特許を出願し、10 位となった。

昨年の国別出願人数では、米国がインテルやクアルコム以外にもマイクロソフト (MS)、IBM、XEROX などを含めて 8 カ所で最も多く、韓国が 4 カ所でその次となった。米国の出願人の中には特許管理専門会社 (NPE) も 2 カ所含まれていて、今後、IoT 産業分野においても特許侵害訴訟などが相次ぐと見られている。

米国と韓国に次ぎ、中国 (ZTE、ファウエイ、China Academy of Telecomm Tech) が 3 カ所、日本 (ソニー、NEC) が 2 カ所、スウェーデンが 1 カ所、フランスが 1 カ所 (アルカテル・ルーセント)、フィンランドが 1 カ所 (Nokia) などとなった。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658
e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム